



取材 文 橋野 秀

自転車の無謀運転で クルマの運転免許停止 異例処分のワケとは?

大 阪市で昨年5月に発生し、歩道に乗り上げたタンクローリーによる歩行者2名の死亡事故。この事故を誘発したとして、走行するタンクローリーの直前で国道を横断した自転車の男(61歳)が、同年11月、重過失致死罪で禁錮2年の実刑判決を受けた。このニュースを覚えている人もいるだろう。

この自転車の男に、今回新たな処分が下った。大阪府警は、男が交通ルールを守る意識が著しく乏しいと判断。大阪府公安委員会には男に対し、100日間の免許を言い渡したのだ。

自転車の乗り方が原因で、クルマ

の運転免許が停止になるなんてちょっとへん。交通問題に詳しい高山俊吉弁護士に話を聞いた。

「違反や累積点数以外による運転免許の停止や取消しについては、道路交通法(道交法)第103条に定められています。この第103条1項八号に「免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき」という規定があるのです。今回の処分は、これによるものです」

「著しく」とか「交通の危険」とか「おそれがあるとき」とか、表現がすくなくあいまいですが?」

「はい、そのとおりです。実際、



自転車の無謀運転が引き起こしたタンクローリー事故。自転車の男には実刑判決だけでなく、免許処分も言い渡された

が本号の規定により免許を取り消し、又は停止する場合、又は具体的な事実認定を慎重に行なう必要がある」とクギを刺してもいいです。危なそうだと、いう程度の理由で免許の取消しや停止など認め、いくらかでも拡大解釈ができることになってはまずいという判断があるのです」(高山 弁護士)

警察関係者が執筆した法令解説書は、この条文が当てはめられる場合を「心理的適性を欠くため」「免許証を偽造、変造する」「自動車の運転技能を用いて重大な犯罪を犯す」など、具体的な例示しています。一方、検察関係者が執筆した解説書では、同様に心理的適性の問題とした上で、「公安委員会

の件で、そうした、慎重な事実認定、は行なわれたんでしようか? 「情報が乏しいのでなんとも言えませんが、疑わしいですね。この男が「日頃から信号や無謀な横断をしていた」と供述したことが理由だとサラリと書いている新聞がありますが、クルマに衝突されたら死ぬか大ケガをするのが普通です。そのことがわかっている、無謀な横断、を繰り返すというの、ちょっと考えにくい。信号無視は、どちらかといえばよくある違反のひとつです。それが前例になると、信号無視を繰り返したというだけで免許になる人が続出しかねません」

も、疑問だと言っ
「この男は現在、刑務所に服役中です。免許の取消しならともかく、免許なら服役中に処分が終わってしまいますから……。道交法第103条1項八号で最も重い処分は、100日の免許です。つまり、当局は最大限重い処分を下した」という実績をつくりたかったのではないのでしょうか。そしてその背後には、昨今の自転車運転への規制強化の流れを感じます。「自転車の違反で免許にするのは、やりすぎだ」という世論もバネにしながら自転車運転規制を導入する契機にしようとしている……。というのは、考えすぎでしょうか?」

昨秋に出された自転車の交通安全確保のための新たな指針では、「インフラの整備」「安全教育の推進と強化」が挙げられたが、警察当局が前二者を棚上げし、取締りだけに力を入れるというのであれば、とうてい容認できない。今回の処分がその端緒とならないよう、自転車ユーザーはもっと危機感を持つべきかもしれません。

さらに高山弁護士は、この処分の実効性



風当たりが強くなる一方の自転車ユーザー。免許処分は今後、露出するかも?